

令和6年3月19日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会長 松尾 数則

### 審査結果報告書

令和5年5月26日付けで調査請求のあった件について、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。なお、審査の経過は別紙のとおりです。

調査請求の対象となった議員の氏名	山田伸幸
調査請求の対象となった事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号 山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第6号
調査請求の対象となった事由の内容	R4年11月18日提出の陳情書の問題点3つ+1の責任について。議運審査での虚偽答弁の責任及び法令遵守意識の欠如  ●山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号違反 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと。 に関して以下の6項目に違反している。 1 職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったこと 2 明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシー侵害 事実確認のない記事掲載 3 立入禁止区域内への許可なき立入

	<p>4 他人の土地の無断使用</p> <p>5 議会運営委員会での虚偽答弁</p> <p>6 議会運営委員会での法令遵守意識の欠如</p> <p>●山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第6号違反 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>に関して以下の項目に違反している。</p> <p>7 職員が勤務時間中に公正な職務執行を行っている最中に、声をかけその職務を妨げた</p>
<p>審査結果</p>	<p><b>【結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査請求対象事由の2と4については、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号に違反している。</li> <li>・調査請求対象事由の7については、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第6号に違反している。</li> </ul> <p><b>【措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議場における議長の注意</li> </ul>